

徳島県告示第四百九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所支援の種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	指定年月日	
株式会社ハビリテ	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	ゆずりはplus	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	放課後等デイサービス	令和五年六月一日	
くらすびつつ株式会社	板野郡藍住町勝瑞字正喜地二二二番地一アピタシオン勝瑞J二〇一号	くらすびつつkids	板野郡藍住町徳命字元村一四六一一	児童発達支援 保育所等訪問支援	同日	八月
社会福祉法人いずみ福祉会	鳴門市鳴門町高島字南四三三番地二	アトレ	鳴門市鳴門町高島字北二二一番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	同日	九月
株式会社高德	徳島市津田町二丁目五番二四号	ギフトッド川内	徳島市川内町榎瀬四九四二二	同	同日	十月
株式会社quattr	板野郡松茂町中喜来字群恵一八三番地一	ナチュラルキッズ2n	板野郡北島町北村字三町地五四三	保育所等訪問支援	同日	